

高齢化によるごみの課題（市民等からの声）

1 介護保険事業所から

「自宅で暮らす要介護者から、担当の介護ヘルパーにごみ出しを依頼されることがあるが、集積所に持っていく時間が決められており、数軒が同じ時間に重なるため対応できない。地域で何とか支援できないか。」

2 ゴミ屋敷清掃時において

基本的には「捨てられない、掃除できない」といった精神的な部分が多いですが、「ゴミの分別の仕方がわからないので、結局捨てられず溜まってしまった。」
「手足が痛く、重いゴミを持っていけないけど、「愛の一声」には該当しない（又は知らない）。」

3 自治会長から

「近所の高齢者について、高齢に伴い、ごみを分別することが困難になっているようで、なんでも一緒に出してしまうようになった。」

「集積所まで運ぶことが難しい世帯が増えると、自治会など地域の負担が大きくなるのが心配だ。」

4 愛の一声ごみ収集事業要綱の基準に満たない方から

「集積所まで遠い。」

「集積所まで持って行くことができない。」

5 地域包括支援センターから

【現状】

- (1) エレベーターのない団地に居住している人は、ごみを持って階段を下りることができない。
- (2) 戸建居住者でも、ごみ集積所が土手の上であり坂道が昇れず、ごみ捨てができない。
- (3) ごみを持って歩く体力がない。
- (4) 「愛の一声運動」は要介護2以上の条件があり、要支援や介護認定を受けていない人は利用ができない。
- (5) 「愛の一声運動」で持って行ってもらえなかったごみは、近所の人や民生委員が代わりに出している。
- (6) 民生委員や近所の方、地域包括支援センターの職員、ヘルパーがごみの分別を手伝っている（本来業務ではない）。
- (7) 介護認定を受けている場合、ごみ出しの時間帯にヘルパーを利用することが可能ではあるが、同じような方がいるとヘルパー事業所で対応ができない。

- (8) 要支援・要介護1では、サービスの単位数（利用時間・回数）が少ないため、ごみ出しに利用してしまうと他のサービスが利用できない。ごみ出しと買い物と効率良くヘルパーの利用を考えるが、朝8時半までに集積所に持って行く時間では、買い物する店が開いていない。
- (9) 社会福祉協議会のボランティアセンターの支援は対象外だ。
- (10) ごみ出しを民間の業者に有料で依頼している。
- (11) 認知症の方は、分別が難しい。
- (12) ごみ集積所の掃除当番ができない。民生委員が代わりに行っている。

【要望】

- (1) 分別がなくなれば一袋でまとめて出せる。
- (2) ごみ集積所に持って行く時間を緩和してほしい。地域にとっては昼近い回収のところもある。地域により「8時半まで」を緩和してもらえれば、ヘルパーの調整可能（同じ時間帯の集中が避けられる）。
- (3) 「愛の一声運動」利用対象者を「要介護2」ではなく、利用者の状態にしてほしい。